

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通 関		第6章 通 関	
第1節の2 輸出申告の特例		第1節の2 輸出申告の特例	
<p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>		<p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>	
別表第1		別表第1	
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名
イ. 外国為替及び 外国貿易法関係			イ. 外国為替及び 外国貿易法関係
(イ)輸出貿易管理 令(昭和24年政令 第378号)	第1条第1項及 び第3項《輸出 の許可》 第2条第1項 《輸出の承認》	第1条第1項、 <u>同条第3項</u> 及 び第2条第1項の規定によ り、経済産業大臣が、第2条 第1項の規定に係る権限委任 を受けた経済産業局長がそれ ぞれ発行した輸出許可証又は 輸出承認証 第12条((権限の委任))の規定 により経済産業大臣から権限 委任を受けた税関長が発行し た輸出承認証	(イ)輸出貿易管理 令(昭和24年政令 第378号)
(ロ)外国為替令(昭 和55年政令第260 号)	第6条第2項 《支払等の許可 等》 第8条第2項 《支払手段等の 輸出入の許可》	第6条第2項の規定により財 務大臣又は経済産業大臣が発 行した許可証 第8条第2項の規定により財 務大臣又はその事務委任を受 けた税関長が発行した輸出許	(ロ)外国為替令(昭 和55年政令第260 号)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
口. 及びハ. (省略)	第17条第3項及び第4項《役務取引の許可等》 (省略)	可証 第17条第3項又は第4項の規定により経済産業大臣が発行した特定記録媒体等輸出等許可証 (省略)	口. 及びハ. (同左)	第17条第2項 《役務取引の許可等》 (同左)	可証 第17条第2項の規定により経済産業大臣が発行した特定記録媒体等輸出等許可証 (同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		